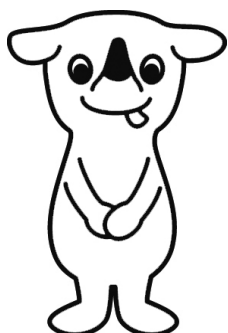


「ちば障害者等用駐車区画利用証制度」 のご案内

県では、「障害者等用駐車区画」の適正な利用を図るため、歩行に配慮が必要な方（障害のある方や妊産婦など）に対して、利用証を交付しています。



チーバくん

必要としている方が、駐車できる環境づくりに
ご理解とご協力をお願いします。

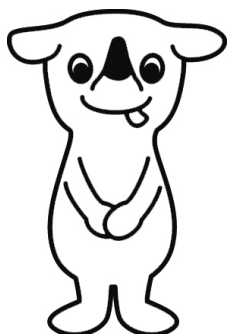
問い合わせ先 千葉県 健康福祉指導課 地域福祉推進班
TEL：043-223-3924

千葉 パーキングパーミット



「ちば障害者等用駐車区画利用証制度」 のご案内

県では、「障害者等用駐車区画」の適正な利用を図るため、歩行に配慮が必要な方（障害のある方や妊産婦など）に対して、利用証を交付しています。



チーバくん

必要としている方が、駐車できる環境づくりに
ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先 千葉県 健康福祉指導課 地域福祉推進班
TEL：043-223-3924

千葉 パーキングパーミット



利用証の種類

無期限の利用証と有期限の利用証の2種類あります。

利用証の交付対象者

身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、要介護高齢者、妊産婦、けが人等のうち、一定の要件を満たす移動に配慮が必要な方が対象です。

利用証の申請方法

お住まいの市町村窓口で申請する方法と県庁へ郵送して申請する方法の2通りあります。

詳しくは県のホームページをご覧くださいか
問い合わせ先にご連絡ください。



利用証の種類

無期限の利用証と有期限の利用証の2種類あります。

利用証の交付対象者

身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、要介護高齢者、妊産婦、けが人等のうち、一定の要件を満たす移動に配慮が必要な方が対象です。

利用証の申請方法

お住まいの市町村窓口で申請する方法と県庁へ郵送して申請する方法の2通りあります。

詳しくは県のホームページをご覧くださいか
問い合わせ先にご連絡ください。

